

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針について

〔 令和元年5月17日
閣 議 決 定 〕

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第7条第1項の規定に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を別紙のとおり定める。

別紙

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

第1. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項

(1) 意義

海洋の利用は、海洋基本法（平成19年法律第33号）において、「海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤である」とされるとともに、「将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行わなければならない」としており、特に、再生可能エネルギーの導入による海域の利用については、第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）において、「世界有数の広大な管轄海域を活かし、海洋資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大等豊かな海の恵みの活用を進めるべき」としている。

また、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）においては、再生可能エネルギーについて、「他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」としている。

以上の認識の下、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図ることは、海洋の積極的な開発及び利用並びに再生可能エネルギーの長期的安定的な主力電源化に向けて重要であり、これを実現するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律89号。以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目指す。

(2) 目標

我が国として、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策（海洋基本法に規定するものをいう。以下同じ。）との調和を図りつつ、海洋の積極的かつ持続可能な開発及び利用を行うとともに、コスト競争力を伴った再生可能エネルギーの長期的かつ安定的な主力電源化を目指すため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進については、次に掲げる姿を実現していくことを目標とする。

- ① 長期間にわたり海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することの重要性に鑑み、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業を実現すること。また、長期的かつ安定的な発電事業の実施のため、地域との共生や地域経済への波及の観点も含め、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与するよう配慮を行うこと。
- ② 漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進することで、漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現すること。
- ③ 事業の予見可能性を高めるとともに、事業者の健全な競争を促し、もって海洋再生可能エネルギーのコスト低減や先進的な技術開発等の事業者の創意工夫を後押しするため、再エネ海域利用法に基づく制度の運用に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現すること。
- ④ 長期的、安定的かつ効率的に洋上風力発電を促進していくためには、コスト低減や故障・災害時等の迅速な機能回復に資するサプライチェーンの構築が重要であり、我が国における洋上風力産業の健全な発展を図る必要がある。このためには、継続的な市場をつくることが重要であることから、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図ること。

第2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項

1. 国による施策の総合的な推進

国は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等による海域利用の促進に係る措置のほか、以下の施策を総合的に推進する。

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾等に関する情報の提供

海洋再生可能エネルギー発電事業は、再エネ海域利用法の基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者及び漁業者その他の関係者と密接な連携の下に行われなければならない。このため、国は、再エネ海域利用法に基づく協議会等において、関

係者に対して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報提供を行う。また、海洋再生可能エネルギー発電事業は、多額の初期投資を長期にわたって回収することが想定され、運転等も長期にわたることから、事業の計画段階から、事業を行おうとする海域について、予見可能性を高める必要があるため、国は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定の際に得た情報等について、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に提供するよう努める。

さらに、国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び運営に必要なそれぞれの地域における港湾施設の整備・運営状況の情報や、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に関する知見の提供を行う。

（２）電力系統の確保に係る施策の推進

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では電力系統の制約を解消していくことが重要であることに鑑み、経済産業大臣は、既存系統の最大限の活用と徹底的な費用削減を促すための施策を推進する。さらに、再生可能エネルギーの大量導入をはじめとした電力系統を取り巻く環境変化に的確に対応し、次世代の電力ネットワークへの転換を実現するため、経済産業大臣は、託送制度の在り方の検討を含め、未来に向けた長期的な視点での投資を促進するための環境整備を着実に進める。

（３）環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に当たっては、促進区域が海域であることに鑑み、その利用が速やかに開始される必要がある。そのため、経済産業大臣及び環境大臣は、環境への配慮が適切になされていることを前提としつつ、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するよう、環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化を図る。

（４）海洋再生可能エネルギー源の利用に関する技術開発等

海に囲まれた我が国において、海洋再生可能エネルギーは、大きなポテンシャルを有している。これを活用し、海域の利用を促進するに当たっては、実用化の見通しが高い技術を見極めながら、国は、関係研究機関等と連携し、経済性の改善、信頼性の向上等に向けた技術開発、実証試験等に継続的に取り組む。

2. 関係地方公共団体による施策の推進

関係地方公共団体においては、再生可能エネルギー発電の促進のため、地域の実情に応じた様々な措置が講じられている。これらの措置の適切な活用は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に資するため、関係地方公共団体は、国及び海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対して、それぞれの関係地方公共団体における再生可能エネルギーの導入の促進に関する構想、活用可能な再生可能エネルギーの導入支援措置及び関係地方公共団体が許可権限等を有する規制であって、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関連するものに関する情報提供等必要な支援を行うよう努めるものとする。

さらに、海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期間かつ大規模にわたる事業であるため、地域及び漁業等の海域の先行利用者との協調が重要である。そのため、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって、関係地方公共団体は、国と連携の上、再エネ海域利用法に基づく協議会等も活用しつつ、地域及び漁業等の海域の先行利用者に対し、適切な情報提供を行うなど地域との協調のために必要な施策の推進に努めるものとする。

第3. 促進区域の指定に関する基本的な事項

(1) 促進区域の指定に関する基本的考え方

経済産業大臣及び国土交通大臣は、再エネ海域利用法第8条第1項に基づき、同項に示す促進区域の指定基準に適合し、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和について関係行政機関の長に確認した上で、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が見込まれる区域について促進区域として指定することとする。

この際、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定の手続については、公平性・公正性・透明性を確保しつつ行うこととする。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業者の予見可能性を確保し、民間の投資を促進するため、計画的かつ継続的な促進区域の指定を目指すこととする。

なお、促進区域の指定の案の立案に当たって、経済産業大臣及び国土交通大臣は、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長等の意見を聴くこととし、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策に支障があると見込まれる区域は、促進

区域の指定の案に含めないものとする。また、促進区域の指定の案について、関係行政機関の長との協議が整わない場合や、関係都道府県知事又は協議会から区域指定について支障があるという意見が提出された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は、その意見を十分に尊重し、当該案のまま促進区域の指定を行うことはないものとする。

(2) 協議会の運営に関する事項

① 協議会の設置について

長期的かつ安定的な海洋再生可能エネルギー発電事業の実施のためには、地域関係者との調整が不可欠であり、経済産業大臣及び国土交通大臣は、地域と連携することが重要である。

このため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、地域に関する情報について農林水産大臣や、関係都道府県知事から収集した上で、それらの意見も踏まえて、関係都道府県知事とともに協議会を設置することとする。

② 協議会の運営について

海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。

このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。

なお、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミング毎に協議会等を適時設けることとする。

さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする。

(3) 関係都道府県知事及び協議会からの意見の取扱いについて

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定の案について、関係都道府県知事又は協議会から漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策の観点からみて支障を及ぼすおそれがあるという意見が提出された場合には、その意見を十分に尊重することとする。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たって意見を聴く関係都道府県知事の確認に遺漏がないように配慮するとともに、協議会の設置に当たっても幅広く市町村に周知し、関係市町村の長の確認に遺漏がないように配慮することとする。

第4. 促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、再エネ海域利用法の基本理念にのっとり、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図ることが必要であり、以下の事項を踏まえる必要がある。

① 海洋の多様な開発及び利用との調和

海洋国家である我が国において、漁業は重要な産業であり、海域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、当該設備の設置場所においては物理的に一部の漁法を行うことが困難になること等も想定されるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、海洋再生可能エネルギー発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえた上で、当該海域における促進区域の指定が、当該海域で営まれている漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることを考慮する必要がある。

促進区域の指定の基準の一つとして、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとされていることに鑑み、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たり、再エネ海域利用法に基づく協議会の設置の前にも、漁業の操業について支障がないことを関係漁業団体等に十分に確認し、支障を及ぼすことが見込まれる場合には、促進区域の指定は行わないこととする。

海洋再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、気象レーダー等の電波の送受信に支障を与える可能性が考えられる。そのため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、当該区域への海洋再生可能

エネルギー発電設備の設置が国民生活等に著しく支障を与えることが見込まれる場合には、関係行政機関の長等と十分に協議する必要がある。

加えて、海底には、通信用のケーブルが既に設置されている場合がある。促進区域とケーブルが設置された区域が重複する場合、このケーブルの維持管理等に過度の負担等の支障を及ぼさないよう配慮することが必要である。そのため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、総務大臣その他の関係行政機関の長及び当該海域を先行して利用している電気通信事業者と十分に協議し、その結果、公募占用指針において反映すべき事項がある場合には、これを勘案して公募占用指針を定めるものとする。

さらに、海底下には、石油、可燃性天然ガス、銅鉱、亜鉛鉱、コバルト鉱等の鉱物資源が存在している区域がある。鉱物資源に乏しい我が国において、海洋に存在するこれらの鉱物資源は、非常に貴重な資源であるため、促進区域の指定に当たっては、鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく鉱業権の設定状況（鉱業出願を含む。）若しくは特定区域の指定状況又は鉱物資源の賦存ポテンシャルを考慮する必要がある。このため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、関係行政機関の長及び鉱業権を有する関係開発事業者と協議する必要がある。

このほか、海洋レジャー、貨物船又は旅客船の航行等、海洋においては多様な開発及び利用がなされている。このため、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴き、海洋の多様な開発及び利用に十分に配慮する必要がある。

海洋再生可能エネルギー発電事業の終了後、海洋再生可能エネルギー発電設備がこうした海洋の多様な開発及び利用に支障を及ぼさないよう、当該設備の撤去が選定事業者により行われる必要がある。このため、国土交通大臣は、選定事業者が経営破綻した場合又は占用期間経過後に、撤去のための資金不足により海洋再生可能エネルギー発電設備が放棄されることとならないよう、将来の撤去費用の確保を当該選定事業者に対する占用許可の要件とするとともに、適切な指導監督に努めることとする。

なお、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者が関係漁業者等に対して必要な措置を取ることは、再エネ海域利用法による促進区域の指定、事業者の選定等にかかわらず、従前と取扱いが変わるものではない。

また、協議会においては、各海域の特性に応じて、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法についても協議することとする。

② 海洋環境の保全との調和

海洋再生可能エネルギー発電事業は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの排出削減に資するものであるが、一方で、海域を長期的かつ大規模に利用するため、当該海域の環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。特に、優れた自然の風景地の保護や生物多様性の確保等を図るべき自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園・国定公園区域等と促進区域との重複は、環境保全上支障のない限定的な範囲で行う必要がある。

さらに、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定を受けた文化財等への配慮が必要となる場合もある。

そのため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、環境大臣及び文部科学大臣に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を踏まえ、促進区域の指定を行うこととする。

その結果、経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針において反映すべき環境配慮に関する事項がある場合には、これを勘案して公募占用指針を定めるものとする。さらに、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく環境影響評価を適切に行う必要があるとともに、海洋環境の保全との調和に十分に配慮する必要がある。

③ 海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和

四方を海に囲まれた我が国にとって、海上輸送の安全の確保、海洋における秩序の維持及び津波・高潮災害への備えは必要不可欠である。促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、これら海洋の安全の確保との調和を図ることが重要であり、その旨は再エネ海域利用法の基本理念にもうたわれている。

そのため、促進区域の指定の案を立案する際、経済産業大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長等の意見を聴き、航路との十分な離隔距離の確保及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全施設との離隔距離の確保を図るものとする。

また、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置が、我が国の防衛に支障を与える可能性が考えられるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、国民の生命、身体及び財産の保護という観点を踏まえ、防衛大臣と十分に協議するものとする。

さらに、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、船舶航行の安全を確保するため、発電設備の視

認性の確保等の措置を講じるとともに、海図への反映等のために海上保安庁への情報提供を行うものとする。

加えて、海洋再生可能エネルギー発電設備について、国土交通大臣は、再エネ海域利用法と電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等の統一的な考え方を踏まえ、波力、風圧、地震等に対して安全な構造を確保するために必要な基準を定めるとともに、その維持管理の方法について、点検、診断及びその結果に応じた必要な措置を講じるために必要な基準を定めるものとする。このほか、その工事実施が安全、円滑かつ確実に実施され、海域の利用が阻害されないために必要な基準を定めるものとする。

他方、促進区域の指定及び占用公募にあたり、経済産業大臣及び国土交通大臣は、航空法令に基づく物件の高さ制限に留意して、適切に措置するものとする。

また、海域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保、若しくは排他的経済水域等の基点となる低潮線の保全に支障を及ぼす可能性がある。このため、促進区域の指定の案の立案に当たり、経済産業大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長等に意見を聴く必要がある。

第 5. 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用される港湾に関する基本的な事項

海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施に当たり、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、効率的に海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を行う必要がある。そのためには、海洋再生可能エネルギー発電設備の部材を効率的に海上輸送することが必要であり、その部材の輸送・保管に利用できる港湾が、促進区域と一体的に確保される必要がある。

海洋再生可能エネルギー発電設備は、部材が長大であり、また、その設置工程上、埠頭用地等の港湾施設に非常に大きな荷重がかかる。そのため、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に必要な人員及び物資の輸送に利用される港湾においては、高耐荷重かつ適切な面積を有する埠頭用地等の港湾施設を備えておく必要がある。

また、維持管理に当たっては、迅速性及び効率性が求められるため、維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用される港湾は、可能な限り促進区域の近傍に確保されることが望ましい。

第6．その他海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進
を図るために必要な事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、再エネ海域利用法における公募占用計画の提出及びその提出に係る質問対応について、事業者の事務的な負担が軽減されるよう配慮するものとするとともに、国民負担軽減の観点からは、促進区域の指定や公募による事業者選定などの運用について、事業者間の競争環境が確保されたより効率的な海域の利用を実現するため、常に改善を図るよう努めることとする。